

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

官報附錄

明治十二年十月一 日本政府總理大臣
官報附錄

五銭

通報

第一號

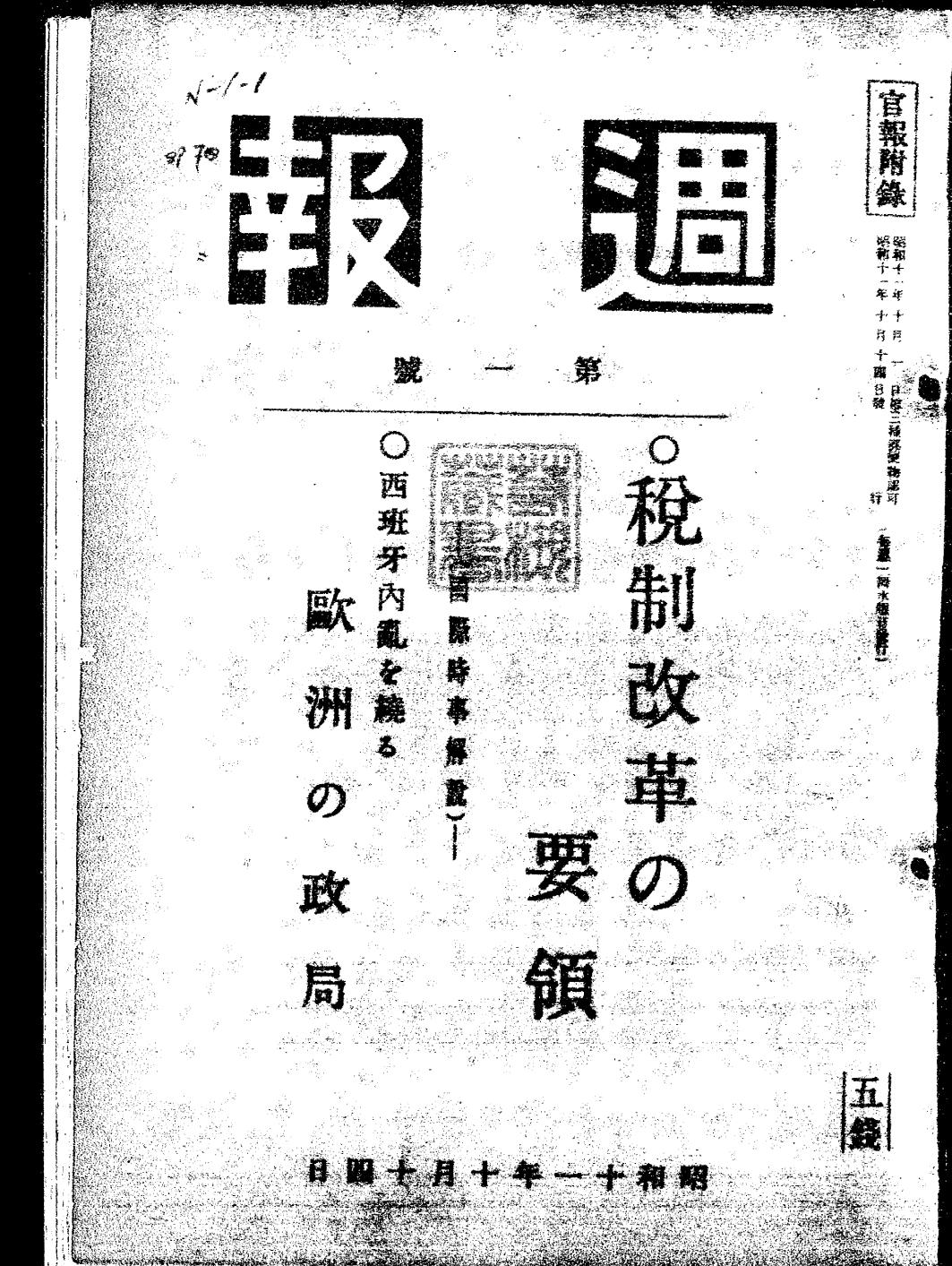
○稅制改革の要領

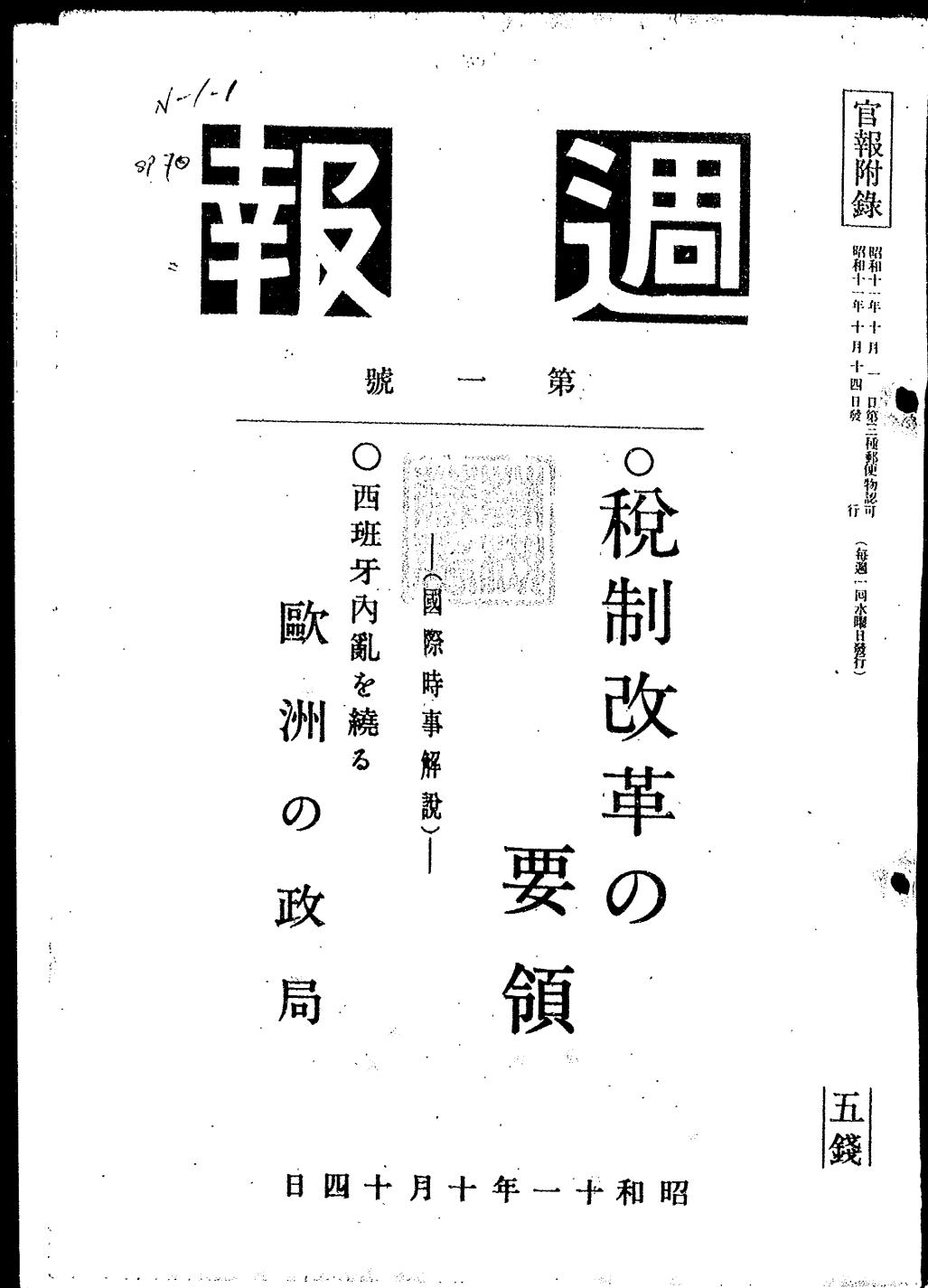


官報附錄

○西班牙内亂を絶る
歐洲の政局

明治十二年十月一日





アシシア新聞社
Asia News Co., Ltd.

発刊に際して

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へてその正しい理解を求める公正な輿論の聲を聞くことは國政運用の要諦である。又新たに法令が制定された場合實效を期するには、その趣旨や内容の一般によく諒解されることが肝要である。その他政府の各種機關に依つて得られる内外一般の情報、産業經濟學術技術等に関する資料を廣く公表してその活用を圖ることは甚だ有用である。週報はこの趣旨に依り從來の官報雜報の規模を擴充してその體裁内容を改め法令法規各種政策の解説、内外一般情勢、産業經濟學術技術に關する資料等を掲載して、政府と一般國民との接觸を緊密にし公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

税制改革の要領

大藏省主稅局

(國際時事解説)

西班牙内亂を繞る歐洲の政局(一)

外務省情報部

税制改革の要領

大藏省主税局

一 税制改革の目標

税制整理は過去に於ても屢々論議せられたが實行を見た。然し整理の目標とする所は其の時々に於て必ずしも同一ではなかつた。大正九年及大正十五年に於て斷行された税制整理は最近に於ける大改革と稱せられたのであるが、未だ根本的の改革といふ程のものでなかつた。

勿論税制に関する整理改革の目標は租税政策の觀點からばかりでなく、産業政策、金融政策等あらゆる角度から充分に考察して定めらるべきである。換言すれば産業、資源、貿易、國防等國政全般に亘る視野から充分な検討を経て確立さるべきである。

今回の税制改革は之を抽象的に云ふならば現内閣の庶政一新の實現に外ならず、又之を具體的に云ふならば島根閣方が、就任直後に發表された「國防の充實、農山漁村經濟の更生、其の他國力の伸張、國本の培養上極多重要なる國策の實現を期する爲め、中央地方を通じて租税制度の根本的改革を行ひ、負擔の均衡と租稅收入の増加を圖る」との聲明の具體化に外ならぬ。斯くて改革案は「中央地方を通じ國民租税負擔の均衡」「租稅收入の増加に依る財政基礎の確立」「彈力性ある税制の樹立」の三大綱目

² を目標とした。以下順次これについて説明を加へやう。

- 一 中央地方を通ずる税制の根本的改革を行ひ國民租税負擔の均衡を圖ること。
(一) 地方的負擔の不均衡を是正すること。
(二) 動産と不動産との間に於ける負擔の不均衡を是正すること。
(三) 法人と個人との間に於ける負擔の不均衡を是正すること。
最近國民經濟の發展は所謂富の都市集中の傾向を著しくした。これが爲税源は漸次都市に集中し地方農山漁村に涸渇するに至つた。地方財政は收支の均衡を得難く住民に對し負擔を加重するの已むなき現状である。

今、昭和十年度直接國稅負擔状況に依つて各地方の負擔力を見よう。

昭和十年度直接國稅負擔状況調(一人當)

全 國 平 均 六、一七〇 円

東 京 府 一三、五五二 大 阪 府 一六、一六〇

鹿 児 島 縣 一、七七四 青 森 縣 一、五一四

假りに前表に依つて一人當の平均負擔力を推定すると全國平均を一〇〇とすれば東京府三六六、大阪府二六二に對し、鹿児島縣二八、青森縣二五を示すと云ふ狀態である。この數字から見ても地方に於て

は負擔力が如何に少ないか、財源の涸渇が如何に基しかか驚くべきものがあらう。其の結果として地方稅負擔には著しき不均衡を來してゐる。今直接國稅百圓當地方稅負擔額を表示すれば左の通りである。

昭和十年度直接國稅百圓當地方稅負擔額調

全 國 平 均 一五二、〇七 円

東 京 府 五五、三六 大 阪 府 七八、九一 円

鹿 児 島 縣 四二四、〇一 青 森 縣 四六六、一四 円

假りに全國平均を一〇〇とすれば、東京府三六に對し青森縣三〇七となつてゐる。

これが是正の爲には根本的な税制改革を行ふを最も適當なる方策とする。從來試みられた税制整理は常に國稅の整理が主であつて、地方稅との關係は閑却され勝であつた。然るに國稅と云ひ、地方稅と云ひ、其の稅種は異つてゐるが之を負擔する個人は同一人である。國稅に於て輕減さるも、地方稅に於て重課さるるならば真に其の個人の負擔力に應じた税制といふ事が出來ない。改革案が中央地方を通じ、一貫せる整理改革の目標を以て地方稅制に思ひ切つた斧鎌を入れたことは將に劃期的な意義を持つてゐると云ふべきである。

從來租稅制度に於てばかりでなく、法律、經濟生活に於ても不動產を重視する傾向にあつたのであるが、更に租稅制度に於ては動産は課稅上その捕捉困難である關係から、捕捉に容易な不動產殊に土

地所有者は重課されてゐた。而してこの傾向は財源の豊い地方に於て殊に著しかつた。然し近年の經濟界の發展は最早不動産重視の思想を離れ、動産に有價證券を中心時代を現出した。改革案が動産と不動産との間に於ける負担不均衡のは正目標としたのはその反映である。

次に近時國民經濟の發展は大企業による經營を發達せしめた。殊に株式會社制度の發達は資本の吸收を容易にし、法人形態に依る企業を著しく發展せしめた。法人企業の未だ發達せざる時代に於てはこれを保護する必要があつた。従つて租税制度に於ても法人に対する課税は比較的寛であつた。大正九年に於ける税制整理に於ては法人の課税に一步を進めたのであるが、今日より之を見れば未だ個人の負擔に比較し充分ではなかつた。法人企業が其の資本の強大、生産費の低下等に依り収益率の増大を來し個人企業に比し優位を占めつゝあることは最近に於ける法人所得の趨勢について觀るに假りに昭和六年に於ける法人所得を一〇〇とすれば昭和十年に於ては一躍一九六となり個人所得の増加割合が僅かに一二三なるに較べ思ひ半に過ぐるものがあらう。即ち現下の經濟情勢に適應する税制改革を行はんとすればこの法人企業の躍進的發展に伴ふ捐稅力に著眼し法人に対する加重を企圖すべきは當然である。

二 租稅收入の增加を圖り以て財政の基礎を確立すると共に現代の國體を還然後代國民の負擔に違す が如きことながらしむること。

現下我國の財政は歳入の缺陷を所謂赤字公債を以て補填してゐる。然し我國内外の情勢は、國運の進展を期する上に於ても、國民生活の安定を圖る上に於ても、將來の歳出を減少せしむることは恐らく不可能である。否更に新なる國費の増加をさへ覺悟せざるべからざる實情にある。然しこの増加する経費の所要乃至將來の財政計畫に對し何等の見透しを付けず漫然赤字公債に依つて賄つて行くことは國民生活の安定に、財政の安定に果して適當な方策としては認まるべきであらうか。速に財政計畫を樹立し普通歲入の増加を圖り而してこれを國民に明示し、國民の批判に訴へ、國民の協力を求め所謂官民一途財政の基礎を確立することこそ喫緊のことであると云ふべきであらう。

三 中央地方を通じ強力性ある税制を樹立すること。

最近に於ける國際情勢の動向は廣義國防の充實其の他幾多國策の遂行を焦眉の急としてゐる。これ等の経費を支拂する方法としては普通に公債政策、租税政策の二方策が考へられるが財政の信用を保持し、國民經濟の發達を阻害せずしてこの目的を達する爲には租税政策に重點をおくことが必要である。

二 整理改革の方針

税制改革の目標は前述した。改革案がこの目標を租税體系の上に如何に具現したか。

一 國 稅

(一) 直接税の體系は所得税を中権とし収益税及財産税を以て補完すること。

所得税を「直接税體系の中権」とすることは租稅體系から見て最も進歩した租稅體系を採用せるものである。所得税を補完すべき現行収益税制度は地租、營業収益税及資本利子税と地方税たる家屋税を以て組成せられてゐる。然し家屋税を地方税として存置することは現行家屋税が地方によつて負擔に著しき相違あることと國稅収益税との間に重複課稅に陥りつつある等の事由から見て公正を期することが出來ない。つまり収益税は凡て國稅であるに拘らず地租と同じく不動產収益税である家屋税を地方に残してもくことは體系上から適當でないばかりでなく、實際上も税率並に課稅標準の決定は府縣によつてましまあつて負擔の權衡を得る所以でない。改革案が多年の懸案であつた家屋税を國に移し以て負擔の公正を期すると共に収益税制度を整備したことは實に重大な意義を持つてゐるといふべきであらう。

地租、營業収益税、資本利子税及家屋税の課稅に依つて資產重課の目的は達せられるのであるが、現行の収益税は其の課稅標準、課稅技術等所得税と同じくする點に於て負擔の公平を得ざる憾がある。故に改革案は財產税を新設し、収益財產たると無収益財產たるとを問はず財產の所有に著眼して凡ての財產に潛在する増稅力を捕捉し各稅相牽連せしめて、補完作用を強化せしむることを期したのである。更に現下の國際情勢は彈力性ある稅制の確立を必要とする事前述の如くであるが、財產税の新

設はこの目的に副ふ所以である。

(二) 間接税に付ては所謂社會大衆の生活を脅威せざる程度の増稅に止むること。

間接税が比較的大衆に負担せらるる割合多きを以て租稅收入の大部分が大衆に依つて負担せらるるものであると斷定さることは一應の理由があり、大衆課稅論の起る所以である。然し今回の改革案に依る間接税の増徵を見るに比較的奢侈的消費と認めらるる品目を選び、而もその増徵の割合もあまり高くないのであるから所謂大衆の生活を脅威する程度のものとは認められない。更に今回の改正に於ては所得税相續税等の直接税の増徵の割合を高めたので從來非難のあつた間接税偏重の點は大に改善されたのである。

(三) 流通税を整備し新に有價證券移轉税及賣上税を創設すること。

流通税は租稅制度上其の發達は古いのであるが流通經濟の發展と共に常に發達する傾向を持つてゐる。我國に於ける流通税は其の時々の財政上の必要に應じ創設せられ、從來の稅制整理に於ても全般的の整理を試みられたことがなかつた。従つて體系として整備せざるばかりでなく凡ての流通經濟を捕捉することに缺け、殊に動產の流通を捕捉せざる大きな不備があつた。改革案は各稅間の負擔の權衡を是正すると共に有價證券移轉税及賣上税を創設し以て流通稅の整備を爲すこととした。

斯くて改革案は直接税、間接税及流通税に亘つて理論上に於ても實際上に於ても整備擴充せられ、近

代國家の理想とする租税體系を整ふるに至つた。

三 地方稅

負擔の不均衡が地方稅に於て殊に著しく改革案が根本的に是正を目標としたことは前述せるところである。これを昭和十年度の負擔について見よう。

家屋稅實價格一圓當負擔額調

全國平均	四二・三	東京府	六・五	大阪府	一〇・九
高知縣	七六・三	秋田縣	四〇・〇		
全國平均を一〇〇とすれば東京府一五、高知縣一八〇となる。					
地租附加稅本稅一圓當負擔額調	一・三一・五	東京府	一・五六	大阪府	一・〇・四四
德島縣	一・五三・六	宮城縣	一・四五		

全國平均を一〇〇とすれば東京府四二、宮城縣一〇九となる。

改革案はこの負擔の不均衡を是正する爲、或は附加稅及其の稅率に對する制限を設け、或は雜種稅

三 地方財政の調整

の種目及稅率に整頓輕減を行ひ、或は目數割を全廢し、地方稅制としては實に劃期的な改革を試みた。

我が地方財政が概して歲計收支の均衡を得難く、住民が負擔過重に陥り、財政基礎の確立、負擔輕減の急務なることは前述せる如くである。改革案に於てはこの點を考慮し負擔過重の弊を是正する爲家屋稅の國稅移管、日徵割の廢止等に依り初年度約一億二千萬圓、平年度約一億九千萬圓の減稅を企圖した。其の結果に依る地方團體に於ける、財政の調整は次の如き方法に依ることにした。

從來地方團體の財政調整の方策として地方團體に獨立の稅源を與べしとする論がかなり有力に行はれた。然し地方團體に稅源を與ふることは稅源が豊富で、比較的の租稅負擔の輕き地方には益々多くの收入を齎らし、之に反し稅源が貧弱で比較的の租稅負擔の重き地方殊に農山漁村はこれに依つて充分の收入を挙げることが出來ず、却つて地方負擔の不均衡を益々大ならしむることとなる。改革案が地方團體に委ねる稅源に付き再検討を試み、國に於て徵收した租稅を地方財政の實狀に應じ再分配する地方財政調整交付金の制度を確立することとした所以はここにある。即ち地租、營業収益稅及家屋稅の本稅を市町村に對する地方財政調整交付金の財源とし、資本利子稅の全部及所得稅の一部(本稅に對し約二割程度を附加徵收したる額)を道府縣に對する地方財政調整交付金の財源とし、強力な財政調整交付金の「ペール」を組成することとした。

改革案に依れば地方財政は彈力性を失ひ地方自治を萎縮せしむるとの論が行はることであらうが、現在のやうに住民は負擔の過重に苦しみ、生活の安定を得ず、地方財政は收支の均衡を得ず何れに自治の實體が存すると云ひ得やうか。地方團體はその住民の負擔力に應じ財政上の獨立を得てこそ眞の自治といふべきであらう。今回の改革案に於てはこの點に深く留意し地方財政調整交付金制度を確立し有力なる各種の租税を一體とした「プール」を組成した。これに依つて中央地方を通じて一丸として活潑なる活動の基礎が確立ざることとならう。

三 整理改革の要綱

一 所得税

所得税を直接税體系の中権としたことは前述した通りであり、これに相當の増徴を行つたことは當然である。即ち先づ法人重課の趣旨に依ることとし、第二種所得の源泉課税を廢して綜合課税の主張を擴充し、第三種の所得に對しては多額所得者に對する累進率を引上げ、眞に直接税の中権たらしめた。

(一) 第一種所得は左の割合で増徴することとした。

普通所得

本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人

百分の十(現行百分の五)

本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人
超過所得

百分の二十(現行百分の十)

普通所得金額中資本金額に對し年百分の七の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額

百分の八(現行一割超過百分の四)

同百分の十五の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額

百分の十六(現行二割超過百分の十)

同百分の二十五の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額

百分の二十八(現行三割超過百分の二十)

清算所得

百分の十(現行百分の五相当)

積立金又は不課稅所得より成る金額に對する課稅(現行百分の五)を廢し清算分配金は之を個人に綜合課稅する。

備考

所得税附加稅は從來府縣市町村を通じ平均約四割二分であつたものが今回改正により國が附加徵收する分一割、府縣が徵收する分一割合計三割に輕減せられたのである

(二) 第二種所得はこれを廢し第一種及び第三種所得に綜合課稅することとした。

綜合課税制度の下にあつては、各種の所得を綜合し累進課税をなして初めて各人の負擔力に應じた課税となる。改革案は國債に對しても新に課税することとしたので綜合課税をめぐつて、國債利子と銀行預金利子等との課税が喧しい問題となつた。從來課税關係に於て無風地帯にあつた國債の利子に新に課税することは將來の國債消化の上に支障を來すとの一應の懸念は生ずる。然し國債の利子は既に資本利子税を課せられて居り、新に所得税を課せらることとなるもそれは要するに程度の問題である。銀行預金の利子に付ては銀行預金が株式方面的投資に逃げ公債消化に支障を來すとの懸念必しも絶無ではないが、一面今回の改革案は前述せる如く法人に對する重課株式所得に對する四割控除の廢止を企圖してゐるので、株式投資に代るとは考へられない。而して國債政策上の見地から左記の如き規定を設けた。

(1) 國債利子は法人に付ては利子金額の百分の二十五の控除を行ふ。

(2) 第二種所得中の所得に付ては左の控除を行ふ。

地方債	利子金額の百分の三十	社債	百分の三十
銀行預金	百分の三十	貸付信託	利益金額の百分の三十

(3) 國債の利子は個人に付ては利子金額の百分の五十の控除を行ふ。

(4) 産業組合貯金及銀行貯蓄預金(定期積金を除く)に付ては元本二千圓を超える場合に限り免稅

を廢止し利子金額の百分の四十の控除を行ふ。

(5) 嘗ての内國債及預金利子並に貸付信託利益に付ては納稅義務者の申請ありたる場合に限り左の税率に依り利子支拂の際課税し得るものとする。

國債	利子	百分の四	銀行預金	利子	百分の七
貸付信託	利益	百分の七	産業組合貯金及銀行貯蓄預金		百分の六

(6) 第二種所得中乙の所得に付ては其の税率(現行百分の七五)を百分の十に改める。

(三) 第三種所得税は税率を千圓以下の金額に對する百分の〇・八より四百萬圓を超ゆる金額に對する百分の五十八に至る超過累進となし、附加税を含め現在負擔額に對し平均三割程度の増税に止め少額所得者には輕課し多額所得者には重課することとした。

(四) 株式所得の四割控除を廢して株式取得に要した負債の利子は所得計算上控除することとした。第二種所得の綜合課税と共に株式配當金の全額に對し課税することになつたのは今次の改革に於ける相當大きな改正と云ふべきだ。元來株式配當金に對し四割を控除することは株式取得に要しを理想とする。

(四) 株式所得の四割控除を廢して株式取得に要した負債の利子は所得計算上控除することとした。元來所得税は國民が洩れなくその力に應じて納稅するのを理想とすべきだ。即ち「國民税」であるのを理想とする。

た負債の利子を控除するの趣旨であつたが、それには何等根基もなく、負債のあるものも、負債のないものも一律に控除することは負擔の公平を失するものと云ふべく又動産と不動産との課税上の不均衡とも見るべきものであるからこれが是正を試みたのである。

二 地租

地租はその税率を現行通りとし、少額地租免除の範囲を擴大し從來賃貸價格の合計額一圓未滿なりしを五圓未滿として、小地主の負擔輕減を圖ることとした。なほ裏に六十九議會を通過した賃貸價格改訂法に依つて日下各地に於て賃貸價格の調査中であるが、これが完成の暁に於ては地租額壹千萬圓以上の減税となる見込である。従つて土地負擔は餘程輕減されることとならう。

三 營業収益稅

個人營業収益稅の課稅最低限は第三種所得稅の課稅最低限に比し高として從來から引上げを要望されてゐた。改革案は現行四百圓を六百圓に引上げ、税率も純益千圓以下の部分には現行の百分の二、二を百分の二に引下げ、千圓を超え三千圓以下の部分に付ては現行税率二二を据置としたのであるが、三千圓を超ゆる部分に現行の百分の二六を百分の三に引上げて負擔の權衡に意を用ひた。なほ附加稅を含めた個人營業収益稅の負擔は純益の極めて大なる一小部分の者を除いては其の負擔は輕減される結果となつた。

法人に對しては現行百分の三四を百分の四に引上げ法人、個人間の負擔の權衡を保持せしめたのであるが附加稅を含めると現在負擔額に對し約一割弱の増稅に過ぎない。

四 資本利子稅

資本利子は純然たる資產所得であるに拘らず、本稅が實施後日淺いので税率甚だしく低きに過ぎてゐた。今回は地租、營業収益稅等との權衡上左記の如く税率を引上げ、國債利子に付ては國債政策上据置くこととした。

なほ商業組合貯金及銀行貯蓄預金の利子並に邦人の所有する外貨債の利子に對し課稅し夫々新しい意義を持たしてゐる。

(一) 甲種 國債利子 百分の二(現行通) 地方債利子 百分の四(現行百分の二)

乙種 其の他 百分の五(現行百分の二)

(二) 營業組合貯金及銀行貯蓄預金(定期積金を除く)の利子に付ては元本一千圓を超えるものに限り百分の四の税率を以て課稅する。

五 家屋稅

前述せる如く地方稅家屋稅を國に移管し収益稅制度を整備し、補完作用を充分ならしめ負擔の公平

と課税の均衡を期することとしたのは改正案の一大骨子といふべく、更に國稅及附加稅を通じて相當程度の減税をなすこととしたのは不動產重課に對する緩和の一つである。

六 相續稅

相續稅の増率は所謂不勞利得を重課するの趣旨と、我國の立法が諸外國の立法に比し低率であるとの二つの理由から常に論議されてゐたが、今回の一般的増稅の機會に十割程度の增稅を行つた。必ずしも問題を解決したに止つてゐるといふべきだ。

相續稅の増徵に伴ひ家族制度の維持を困難ならしむるとの非難あるに鑑み一定額以下の家督相續の場合に家族控除の制度を認めることがとした。

七 酒 稅

酒造稅に對しては從來造石稅に代るに庫出稅、從量稅に代るに從價稅の議論が相當有力に行はれてゐた。

酒類を清酒、濁酒、白酒、味淋、麥酒、果實酒及其の他酒の七種に區分し左の如き稅率を以て各酒類間の負擔の均衡を考へ平均二割程度の增稅を試み、酒精及燒酎に對しては專賣制を採用することとした。

第一類 清酒(醸造酒)

第一種 一石に付 五一圓(酒精分一〇度を超ゆるときは酒精分一〇度を)

(超ゆる一度毎に二圓六〇錢を加へたる金額)

第二種 一石に付 四八圓(酒精分一〇度を超ゆるときは酒精分一〇度を)

(超ゆる一度毎に二四四〇錢を加へたる金額)

第三種 一石に付 四六圓(酒精分一〇度を超ゆるときは酒精分一〇度を)

(超ゆる一度毎に二圓三〇錢を加へたる金額)

第四種 一石に付 四四圓(酒精分一〇度を超ゆるときは酒精分一〇度を)

(超ゆる一度毎に二圓一〇錢を加へたる金額)

第二類 清酒(合成酒) 一石に付五二圓(酒精分一〇度を超ゆるときは酒精分一〇度を)

(超ゆる一度毎に二圓六〇錢を加へたる金額)

潤酒 一石に付 四〇圓(酒精分二〇度を超ゆるときは酒精分一〇度を)

(度を超ゆる一度毎に一圓を加へたる金額)

白酒 一石に付 四八圓(酒精分二〇度を超ゆるときは酒精分一〇度を)

(超ゆる一度毎に二圓四〇錢を加へたる金額)

味淋 一石に付 四八圓(酒精分二〇度を超ゆるときは酒精分一〇度を)

(度を超ゆる一度毎に一圓を加へたる金額)

麥酒 一石に付 三〇圓

果實酒 一石に付 五〇圓(酒精分一〇度を超ゆるときは酒精分一〇度を)

(超ゆる一度毎に二圓五〇錢を加へたる金額)

八 織物消費稅

現行織物消費稅は主として高級と目される織物にのみ課稅してゐるといふことが出来る。今回は稅率百分の九を百分の十とすることとし、織物との權衡から「絹及毛のメリヤス」「レース」「フェルト」にも課稅することとした。

九 砂糖消費稅

國民生活の向上と消費の自然増加とに伴ひ砂糖消費税の收入は逐年増加の傾向にあるに鑑み、今回約二割程度の増税を試み、他面砂糖との權衡から代用品たる飴に對しても新に課税することとした。

一〇 取引所税、登録税、譲業税、印紙税

改革案はこれ等の諸税につきても負擔の公平を期する爲め整備擴充を圖り、不動産に關する登録税に於ては約二割の減税をすることとした。

一一 財産税

財産税を新設し第一次的補完税として直接税體系を整備したことは前述せる如くであるが、財産税に關しては大正九、十、十一年の臨時財政經濟調査會で成案を得ながら實施するに至らなかつたものである。

財産税が財産の元本を侵蝕するから良税でないといふ意見もあるが、要は税率の如何である。税率を輕微ならしむれば元本を侵蝕するの處はない。

税率は法人にあつては拂込資本金及積立金の合計額に對し千分の一・五、個人にあつては三萬圓以上の財産に對し千分の一とし極めて輕微の課税となすこととしてゐる。因に臨時財政經濟調査會の案に依る個人の税率は最低千分の四、最高千分の十の超過累進率を採用してゐた。

財產税に於て問題となるのは不動産重課に陥り易いことと、財産の評價に關することである。改革案

は財産評價に關する規定を設け評價の公平適正を期すると共に不動産重課の弊に陥らざる様留意した。

一二 賣上税

我國の租稅制度を觀るに流通稅が最も貧弱であつて、これが整備の必要あることは上述した。賣上税は今日多數の國家に於て採用せられたつある流通稅であつて、今回の改革案がこの賣上税を採用して我國流通稅の整備を圖らんとするのは正に適當なる措置と云はねばならぬ。從來我國に於ては、不動産の流通に對しては寧ろ重きに過ぎる程の課稅が行はれて來たが、國民經濟の發展に伴ひ益々増大しつつある動産の流通交換に對しては殆んど見るべき課稅が存しなかつた。賣上税は、有價證券移轉稅と共に我國流通稅制度に於けるその缺陷を補はんとするものである。

賣上税に付て種々の非難の存することは考へ得られるが、其の議論が實際問題として相當考慮に値するに至るのは稅率が相當に高い場合に限られる。例へば獨逸、佛蘭西等に於けるが如く百分の二と云ふが如き稅率に依るとすれば、非常に巨額な收入が得られる半面に於て、種々の弊害の存することも亦認めねばならぬ所であらう。然し若し今回の改革案に於けるが如く千分の一程度ならば種々の非難は實際的には殆んど問題となり得ないのであらう。元來、賣上税は流通稅であるから其の負擔の全部が消費者に轉嫁されるものではないが、假りに相當程度轉嫁せられたとしても、其の負擔は大體に於て各人の消費力に應じたものとなるのであつて、大なる所得を有し從つて消費高の大なるものはそれだけ

多く、反之所得少く消費高の小なるものはそれだけ少く負担することになるのみならず、米、鹽、肥料等の物品には免税するのであるから小所得者や農業者の負担は餘程緩和せられる譯である。

専營業収益税を存置しながら賣上税を創設するのは營業者に對する重複課税であると謂ふ議論があるが、賣上税は財貨の流通交換に對して課する流通税であつて營業税ではないから此の議論は常ならぬ。更に今回の賣上税に於ては、三萬圓と前より免税額が設けられると共に、百貨店には高い税率に依つてゐる。これは中小商工業者の負担を幾分にても緩和せんとする所と、間接に中小商工業者の營業を有利ならしめんとするの意圖に出づるものであつて今日の情勢から見て至當の措置と云ひ得るであらう。

賣上税の要領を簡単に説明するに、先づ課税の範囲は大體現行營業収益税の課稅營業の範囲と歩調を一にする事となる。税率は上述の如く一般には千分の一と云々低率とし、唯百貨店に對しては千分の三とした。種々の免税品の存する事も上記の通りであるが、他の流通税例へば取引所取引税、有價證券移轉税等との重複課税を避くる爲適當なる規定を設けらることとなる。最後に課税方法は、原則として、納稅義務者に毎月申告せしめ、大體此の申告に基き毎月納稅せしむることとなるであらう。

一四 有價證券移轉税

不動産の移轉に對し登録税を課しながら有價證券の移轉に對し課税せざることは動産不動産間の權衡を得ず、一面最近に於ける有價證券の取引の増加は課税財源として極めて適當なものあるもの理

由より改革案是有價證券移轉税を新設し有價證券の移轉に對し課税することとした。

株券、社債券、地方證券、商事會社の持分に對しては千分の一、國債に對しては千分の五の税率を以て有價證券の移轉契約者に印紙を貼用して課税することとしてゐる。

なほ左記の場合は免税する。

(一) 政府、道府縣、市町村等の取得

國債、地方債及社債の發行に因る取得

(二) 日本銀行を相手とする國債の取引に因る取得

(三) 商事會社の設立、合併又は組織變更若は增资に依る取得

(四) 紋面二十圓未滿のものの取得但し地方債、勸業債券等は二十圓以下とす。

一四 撥發油税

撲發油税の新設は代用燃料の生産を助長し燃料國策に資することを目的としたものであるが現在相當多額の財源を得らるのみならず將來益、收入の増加と期待し得る等の事も本税創設の理由である。本税に對しては今日自動車の普及等の事情より大衆課税なりとの非難がある。然し自動車の分布等の情況から見て必ずしも大衆課税なりとの議論は常らない。

一「ガロン」五錢の税率を以て課税することとし、製造場又は保税地域等より撲發油を引取る時其の引取人に對し課税する。

(完)

西班牙内亂を繞る

歐洲の政局(一)

外務省情報部

一、スペイン内亂の特異性

七月十七日カナリー駐屯司令官フランコ將軍を首領とするモロッコ駐屯軍によつて口火を切られたスペイン内亂は、豫ねて鬱積されたスペイン特有の革命的要素の數々に油を注いで、忽ち燎原の火の如くスペイン全土に燃え擴がる外、火炎は躊躇なく國境を越えて、ヨーロッパ大陸に新しく形成された二大陣營に迄飛火し、今やスペイン内亂はヨーロッパ全體に亘る左右兩翼の鬭争を激化するに至つた。ヨーロッパに新しく現はれた二つの陣營、——夫れはソヴィエト聯邦及人民戰線内閣を有する佛國等を中心とする左翼的プロレタリアと獨伊を盟主とするファシシヨ的國家社會主義の對立である。世界大戰前のヨーロッパに於ける分野は、或は三國同盟側、或は英佛協商側といふやうに事前に於ても既にその對立が豫見される程度に分明となつてゐた。イタリーが三國同盟から離反して英佛側に變返つたことが武士道氣質から見て奇異に感ぜられた位であつた。大戰直後のヨーロッパ國家群の對立も大體ヴェルサイユ條約を基本として、これを恪守せんとする現狀維持派と、これに不滿を表する現狀打破

組の二大プロレタリエに岐れ、假に何等かの一大破局が再度爆發する場合を想像するも、その去就向背の歸趨は自ら見透されるやうな對立を示してゐた。然るに一九三〇年前後からのヨーロッパ國家群は急ブムボの旋回運動を始めた。それは右の如き政治的理由に基く現狀維持派と現狀打破派の間に歐洲政局の變遷に伴ひ立場の變化を來した事にも起因するが他方經濟上の世界不安即ち消費と生産の極度の不均衡に伴ひ思想的乃至階級的鬭争が各國に於て發生した爲に益、拍車をかけられた有様で在歐諸國の離合集散に關しては豫測を許さず、大戰によつて確立されたデモクラシーそのものの中で前掲のやうな新しい分解作用を起すに至つた。しかし此の右か左かの二大陣營の永續性に對しては、殆ど確信を以て豫言を下し得ない內面的懼みが夫々伏在して居り、ヨーロッパの現狀は昨日の敵は今日の味方、今日の味方は明日の敵といふ痛の眼にも優る變轉自在の混線狀態に陥つてゐるだけに、一九一四年以前を想起せしめる一觸即發の危險性を包藏してゐるとは云ひ乍ら、却つて第二次大戰の勃發を困難ならしめてゐるといふ穿った觀測さへ行はれ得るに至つた。

斯やうに錯雜輜輶した混亂狀態を背景として起つたスペイン内亂である。佛蘇が好意を持つと云ふ政府軍が勝つにしても、獨伊が主義上同情を表する反政府軍が勝つにしても其の影響する處は大きい。ヨーロッパ國家群の交錯關係は別とし、スペイン一國のみの純然たる内亂としてその歸趨を豫測するに、元來内亂は陸軍を中心とし警察隊の一部、國粹黨その他の右翼團體並びに王黨分子が參加し

てゐるものと見られ、これらの右翼譴責派がスペイン各地に瀕邊する社會主義、共産主義乃至はアナルコサンディカリスト等の左翼勢力を打倒し、強力な右翼政府を樹立すべきことを目標としてゐるもので、必ずしも共和制そのものを破壊せんと企圖してゐるものでなく、現に反政府軍首領であるフランコ、モラ両將軍の如きも共和主義者であると云はれ、又右翼必ずしも王黨と限らず、これが爲め國粹黨と王黨との間で早くも樂屋打ちを演ぜんとしてゐるなどと傳へられてゐる状勢であるから、假に這次の革命が成功するやうな場合と雖ども、直ちにスペイン共和国が崩壊してブルボン王朝の復辟が到來するだらうとの豫断を許さない。動亂勃發以來兩軍は各自據地のラヂオその他を利用して、何れも自派の有利な宣傳放送を試みてゐる爲め、戰況の前途容易に逆賄し難く、從て左右兩翼何れが新權獲得に奏功するかも未知数であるが、稍想像し得ることは、内亂を惹起したものが軍隊を主力とする右翼派である以上、革命成就の曉は必ずやファシヨ的獨裁政府の出現を見るべく、これを反して現在の政府軍は共和黨政權に在るものとの實權は社會黨その他の極左系によつて支配されてゐる關係上、内亂鎮定し政府軍が勝利を期し得る場合は其產革命に等しい事態を發生し、現在の左翼共和政權よりも一層左傾した労働者や農民の合衆から成る獨裁政府が成立する可能性があると見られ、現に九月四日ボセヒル内閣總辭職し、フランスゴラルゴカバリエ氏が第四次人民戰線内閣を組織したが、氏が「スペインのレトニン」と綽名される左翼鬥士であることはこの間の消息を有力に暗示してゐるやうに思はれる。亦假に反政府軍に凱歌が響がる。

としても前記の如き樂屋打ちに加ふるに、スペイン本土、殊に左翼の根據地とも云ふべきカタロニア地方及びアスツーリア方面の平定には相當の期間を要すべく、他方更に左傾的政府が確立したとしてもスペインの共産化激成は、その党益のクーデターの斷行を伴ひ益々混亂を加重するのではないかと危惧され、何れにせよスペインの政情、社會並びに經濟上の不安動搖は當分免れ難い運命に在るものと見られてゐる。

二、ヨーロッパ列國の動向

スペイン内亂に對する歐洲國家群の動向を見ると、人民戰線内閣の筆頭たるフランスは夙に靈巣相通する處から、内亂勃發と共に政府軍に武器機械等を供給したとの風説が傳はり反政府的右翼新聞は、政府の態度を監視すると云ふ態度を執つてゐたが、七月二十五日の閣議に於てフランス政府は嚴正中立の態度を執るに決し、八月一日附を以て先づ英伊兩國に對し、次で獨、自、蘇聯、荷始め主要關係國に對西不干涉主義の採用方を勧奨し、越えて八月六日更に對西武器禁輸を骨子とする不干渉協定案を前記關係列國に提示して、スペインの内亂不擴大のニーシアティーヴを獲得した。フランスの提唱はイギリスの全幅的同意によつて推進力を加へられ、これを一層強化する目的を以て九月九日の第一回會合を皮切りとしてロンドンに對西不干涉實施國際委員會を開會することとなり在歐二十八箇國代表がこれに出席することとなつた。英佛兩國殊にフランスが何故に不干涉主義のコンダ

クターとなつたか? これよりさき七月三十日フランス新聞はスペイン領モロッコに向つたイタリー飛行機六臺の中三臺がアルゼリアのオラン附近に不時着陸したといふ事實を報道し、八月一日の新聞は更にイタリーの飛行機十四臺がモロッコに到着して反政府軍援助工作に着手したと報じ、又ボルトガルも反政府軍に同情を寄せてゐる行懸り上、萬一政府軍の鎮定が奏功するやうな場合は、早晚報復手段を受けるであらうことと惧れて英國に對し事前に援助保障方を申出でなどと傳へられ、英佛兩國の平和工作にも拘らず、八月三日に至りセウタに入港したドイツ巡洋艦ドイツチエランド號の艦長がフランコ將軍を訪問し交歎を遂げたとの報道が到着したので、右は恰かも世界大戰前ドイツ皇帝ヴィルヘルム二世がモロッコに軍艦を派遣したことと繋縁ならしめるものであるとして、フランス側の異常なセンセイションを煽つた。底意に於て政府軍に同情を寄せながら喧嘩兩成敗といふ消極的態度で終始せねばならぬフランス政府の態度に關してブルム首相は九月六日、社會黨の佛國共和記念大會に於て率直に「佛國政府の同情は西國現政府に在る、フランコ將軍勝利の場合佛國が南部國境及びモロッコの關係上不利の地位に立つことは豫測し得るも、佛國にして西國現政府を援けんか、ブルゴス叛軍政府を承認援助する國他に起るべく斯くては世界大戰となる危険あり云々」と告白してゐる説明によつて盡きる。又イギリスが公私共に舉つて嚴正中立を標榜してゐるのは、若し反政府軍が勝利者となり獨伊とスペインとの關係が密接となる時はさきに五月イタリーのエチオピア併合により著しく地中海の霸權を制限さ

れた上に、西地中海に於ても更に獨伊の傀儡を生ずるが如き事態起れば地中海に於ける制海權に大なる障礙を生ずるものと云ふべく英國としては堪え難き苦痛であり、これに反して政府軍が勝利を得る場合は佛蘇に緊密なる左傾的政權が確立され、地中海の兩端が赤色に塗りつぶさる供がありヨーロッパ全局のバランス維持の上から見てもイベリア半島を赤か黒かの極端な色彩で塗り換へることはイギリスの傳統政策に反することとなるので能ぐる限り波瀾を最小限度に喰止めんとするは無理からぬことである。然し乍ら不干涉協定成立後と雖ども佛蘇兩國に於ける共産黨系労働者の對西政府軍援助運動の執拗なる再燃、また肝心のスペインに於てもマドリッド新聞論調は、列國の不干涉主義は、適法政府と叛軍とを同一視するものであつて不可解なりとし、その實際的效果は只反政府軍に交戦團體たる資格を齎す前提となるに過ぎぬとて、列國の態度に憚らずと難詰する傾向を示し、蘇聯に於ける同論調と相呼應しつつある。現在の處不干涉主義はロンドンに於ける國際委員會に於て曲りなりにも保持された形式を執つてゐるが、義捐金その他による私的援助が高潮に達するに伴ひ如何なる事態が發生するかも保し難く、不干涉實施國際委員會の使命遂行は異常の努力を要するものと觀られる。

スペイン内亂の戰塵未だ收まらざるに偶、ヨーロッパに起つたその後の事例を見ると、ニューヨークブルヒに於けるナチス大會を切掛けとする獨蘇の宣傳戰の尖鋭化、聯盟總會に於けるエチオピア代表の資格審査に於ける英佛對蘇始め諸小國の論戰、来るべき新ロカルノ會議開催に對する流產の危惧、フラン

切下げによる金本位ブロツクの崩壊などヨーロッパの形勢はいよいよ混沌の極に達せんとし、底止する處を知らぬ情勢を刷致するに至つた。スペイン内亂が此の渦中から如何にして救出されるであらうか。内亂の動機、發展動向、これを繞る列國の動きに就いては次號にて詳述することとする。

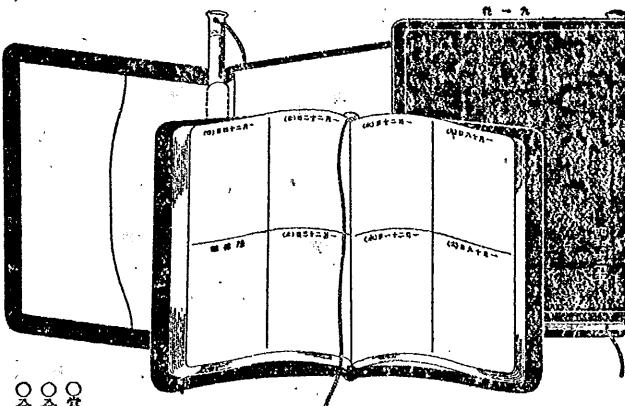
内閣印刷局發賣官報其他刊行書目 (昭和十一年十月現在)										
官 報	一ヶ月	一外一部國部	九十五銭	一四八〇銭	一四八〇銭	一四八〇銭	一四八〇銭	一四八〇銭	一四八〇銭	一四八〇銭
官 令 全 書	各號	六部	十 銭	送科各號四錢	送科各號六錢	送科各號六錢	送科各號六錢	送科各號六錢	送科各號六錢	送科各號六錢
官 廳 刊 行 圖 書 目 錄	各號	各號	各號	各號	各號	各號	各號	各號	各號	各號
議 事 速 記 錄 集	第六十八號	同帝國議會	二 十 銭	大藏省主計局關稅稅和十一年度	帝國歲入歲出實行豫算	六 十 五 銭	六 十 五 銭	六 十 五 銭	六 十 五 銭	六 十 五 銭
輸 出 水 產 物 取 締 關 係 法 規	第六十九號	同帝國議會	二 十 銭	内閣外務省關稅稅和十一年度	内閣外務省關稅稅和十一年度	一 四 八 十 銭	一 四 八 十 銭	一 四 八 十 銭	一 四 八 十 銭	一 四 八 十 銭
漁 業 法 及 漁 業 組 合 法 規	第七十號	同帝國議會	八 十 銭	大藏省主計局關稅稅和十一年度	内閣外務省關稅稅和十一年度	一 四 八 十 銭	一 四 八 十 銭	一 四 八 十 銭	一 四 八 十 銭	一 四 八 十 銭
列 國 資 源 概 要 第 二 號	三 十 五 銭	三 十 五 銭	大藏省主計局關稅稅和十一年度	日本外國貿易年表	昭和十年四月	三 四 五 十 銭	三 四 五 十 銭	三 四 五 十 銭	三 四 五 十 銭	三 四 五 十 銭
重 要 鑄 物 資 源 資 料 目 錄	一 銭	一 銭	大藏省主計局關稅稅和十一年度	日本外國貿易年表	昭和十年四月	一 四 六 十 銭	一 四 六 十 銭	一 四 六 十 銭	一 四 六 十 銭	一 四 六 十 銭
孝 子 德 行 錄	十 五 銭	十 五 銭	大藏省主計局關稅稅和十一年度	金 融 事 項 參 考 書	昭和九年九月	二 銭	二 銭	二 銭	二 銭	二 銭
學校體操教授要目	銀 行 總 覽	銀 行 總 覽	大藏省主計局關稅稅和十一年度	大藏省主計局關稅稅和十一年度	大藏省主計局關稅稅和十一年度	一 四 六 十 銭	一 四 六 十 銭	一 四 六 十 銭	一 四 六 十 銭	一 四 六 十 銭

職員手帖 (昭和十二年用)

定價金三十五錢

金料不要

内閣官房選定



トシテ特製
官公吏、軍人、學
校職員ノ携帶用

用紙

留掌上質紙

大サ 固定複合D型

斐

紙袋

黒革或紙袋附

價格亦低廉

之類

國民精神作興ニ關スル記録

官吏執務時間

官紀ノ廢止及行政ノ改善

成事報告書

日記

月別年次

官中居次

高等官局次

年次一覽

服忌表

度量衡

寸法規格及業務用紙標準

名官廳電話表

住所錄

餘白

(イシンド)

◎ 内 容

公式令

内閣官制

官吏服務規律

官紀スル件

官吏執務時間

官紀ノ廢止及行政ノ改善

成事報告書

日記

月別年次

官中居次

高等官局次

年次一覽

服忌表

度量衡

寸法規格及業務用紙標準

名官廳電話表

住所錄

餘白

(イシンド)

申込所

東京市麹町區大手町

内閣印刷局發行

○當局發賣所

○全國各地官報販賣所

○全國各地主要書店

内閣

印刷局

發行

電話丸内三五二一九〇〇番

報週

號二第

○電力統制の必要性

(遞信省)

○觀艦式に就て

—(國際時事解説)—

○歐洲の政局

西班牙内亂を繞りて

昭和十一年十二月一日

五錢

官報附錄

週報

昭和十一年十月十四日第一回

（毎週一回水曜日發行）

第二號

（本書ノ大字ハ原定規格より

刷別報週録附報官	
編輯者	情報委員會
印刷者	内閣印刷局
發行者	内閣印刷局
販賣所	内閣印刷局發賣掛
東京市麹町區大手町 電話九ノ内二三五二一九 一九〇〇番	（23）
全國各地官報販賣所	報情東京
全國各地主要書店	